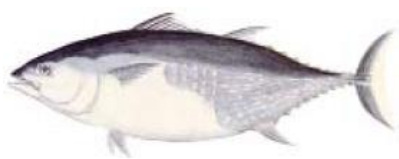


沿岸漁業者・関係者の皆様へ



宮城県くろまぐろ速報 No.1

宮城県水産林政部水産業基盤整備課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL : 022-211-2944 FAX : 022-211-2949

E-mail : suikiseisk@pref.miyagi.lg.jp

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/magurokanri.html>

※本速報は県ホームページ上でも公開しています。



令和5年10月5日

くろまぐろ速報第2号をお送りします。漁船漁業の水揚げが始まる時期となりました。

くろまぐろ漁獲実績（宮城県知事管理：令和5年4月1日～10月3日現在概算値）

名称		漁獲枠（留保のぞく）	漁獲実績	消化率
大型魚 (30kg以上)	定置漁業	18,800kg	8,285kg	44.1%
	漁船漁業	6,300kg	484kg	7.7%
小型魚 (30kg未満)	定置漁業	67,700kg	49,162kg	72.6%
	漁船漁業	9,400kg	2,168kg	23.1%

<くろまぐろの水揚げ可否について>

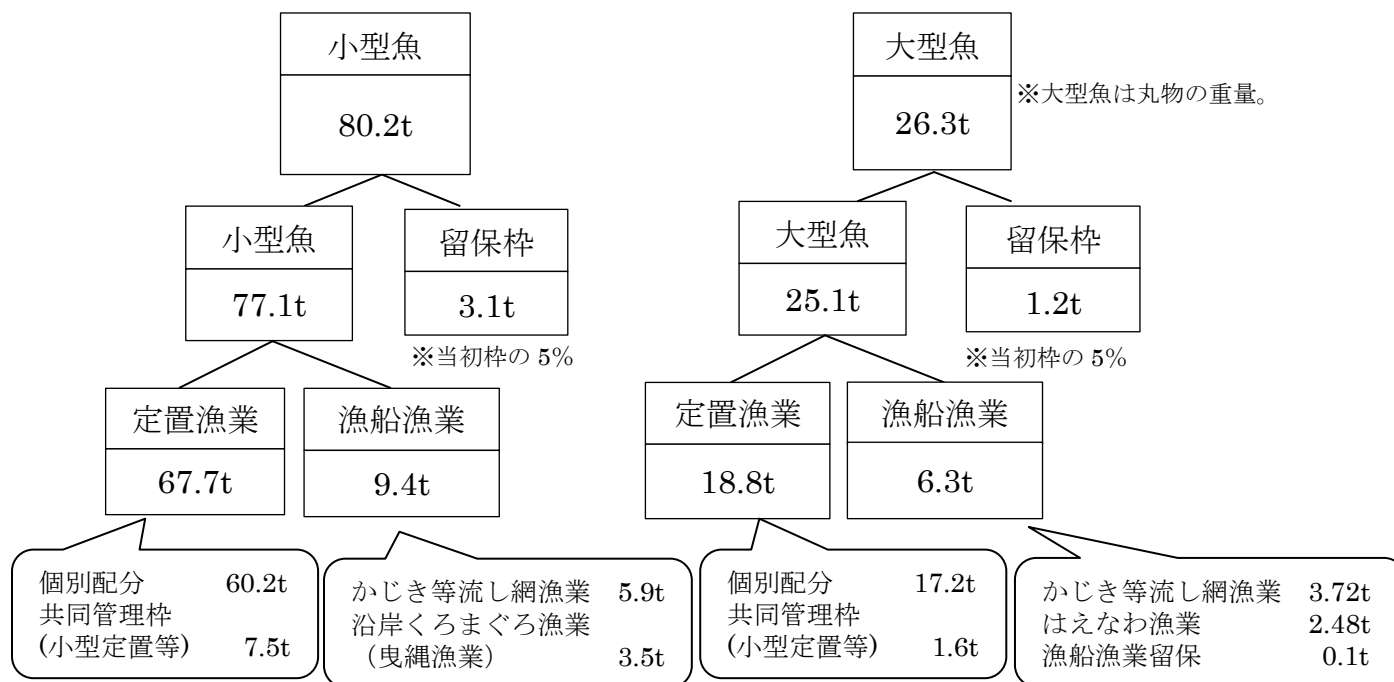
くろまぐろを水揚げすることのできる漁業者は、くろまぐろの漁獲可能量（TAC）の枠を配分されている漁業者に限ります。県から枠を配分しているのは定置網漁業者及び太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けた漁船漁業者（かじき等流し網漁船9隻、はえなわ漁船3隻、曳縄漁船9隻）となります。該当しない船が意図せずくろまぐろを混獲してしまった場合には、可能なかぎりすぐ放流してください。また、枠を配分されている漁業者についても、枠を超えて漁獲してしまった場合や、小型魚のみの枠の配分を受けていて大型魚を漁獲してしまった場合などはすぐ放流してください。

漁業者以外の遊漁船等にも国から一定の枠が配分されていますが、採捕できるのは大型魚のみ、1日1本に限られ、月や季節ごとの配分量を超えると一定期間採捕停止となります（詳細は水産庁HPで周知されています）。

また、遊漁により採捕したくろまぐろを販売することはできません。御注意ください。

★漁業者のみなさまへ：大量のくろまぐろの水揚げ（1日・1隻/1ヶ統あたりおおむね500kg以上）があった場合はすぐに県に連絡してください。

【参考】令和5管理年度（第9管理期間）のくろまぐろ漁獲枠



＜宮城県におけるくろまぐろ管理協定＞

- ・くろまぐろの保存及び管理に関する協定（宮城県定置漁業） 20者参加 只野 誠悦 会長
 - ・くろまぐろの保存及び管理に関する協定（宮城県かじき等流し網漁業） 9者参加 三浦 理市 会長
 - ・くろまぐろの保存及び管理に関する協定（宮城県はえ縄漁業） 3者参加 尾形 広人 会長
- ※各協定で個別配分による管理を実施している

＜最近のくろまぐろに関する話題＞

- ・遊漁によるくろまぐろの採捕について、新たな管理が始まっており、30kg未満の個体の採捕禁止や、採捕報告の義務化などが定められています。

詳しくは水産庁HP

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html)

をご参照ください。

